

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名		法令名	
（略）	（略）	（略）	（略）
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）	第六条の三、第三十二条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四	電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）	第六条の三、第三十四条の四、第三十八条第四項から第六項まで、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三第二項及び第三項、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四
（略）	（略）	（略）	（略）